

# 令和4年4月利用分から変わります

## 水道料金

対象：市内で利用している方  
6月請求分(4・5月利用分)から

## 公共下水道使用料

対象：西条地域で利用している方  
7月請求分(4・5月利用分)から

現在、西条市では水道料金と公共下水道使用料が市内で統一されていませんが、その統一へ向け、令和4年度から新たな料金・使用料に変わります。皆さまには大変ご負担をお掛けしますが、今後も重要なライフラインである上・下水道事業の健全経営に努めますので、ご理解をお願いします。

▶問合せ 下水道 市庁舎本館 2階下水道業務課 TEL0897-52-1224  
上水道 市庁舎本館 2階水道業務課 TEL0897-52-1584  
※下水道は広報さいじょう3月号の折り込みチラシ、上水道は利用世帯に詳細をお知らせします

### 水道料金の統一

市全体で平均改定率約1.1%の値上げ

●新料金表 (1カ月分・メーター使用料込み・税抜)

メーター口径	基本水量	基本料金	従量料金(1m当たり)
13mm	8m <sup>3</sup> まで	900円	8m <sup>3</sup> を超えるもの 150円
20mm	8m <sup>3</sup> まで	990円	
25mm	10m <sup>3</sup> まで	1,360円	10m <sup>3</sup> を超えるもの 150円
30mm	10m <sup>3</sup> まで	1,760円	
40mm	10m <sup>3</sup> まで	2,250円	
50mm	10m <sup>3</sup> まで	3,700円	
75mm	10m <sup>3</sup> まで	4,400円	
100mm	10m <sup>3</sup> まで	5,300円	

### 口径別料金体系※に統一

※メーター口径の大きさで、料金格差を設ける方式

地区名	現行	統一後
西条	種類別	口径別
東予	用途別	
丹原・小松	口径別	

西条地区は約4.6%、東予地区は約3.1%の値上げ、丹原地区は約1.8%、小松地区は約8.7%の値下げ  
※丹原・小松地区の平均改定率は値下げですが、小口径では使用水量により値上げの場合があります

●改定後の公衆浴場用料金 物価統制令の対象である一般公衆浴場は、従量料金を120円とします。

●改定後の手数料など (税込)

名称	現行	改定後
給水装置再開手数料	5,237円	5,500円
設計審査手数料	1,000円	1,500円
工事検査手数料	1,000円	2,200円
再設加入金	20,951円	廃止

### ●現在と改定後の地区別一般家庭用水道料金の比較 (1カ月分・税込)

西条地区 (専用給水装置)

口径	使用水量	比較		
		現行	改定後	差額
13mm	8m <sup>3</sup>	1,078円	990円	-88円
	10m <sup>3</sup>	1,078円	1,320円	242円
	20m <sup>3</sup>	2,728円	2,970円	242円
20mm	8m <sup>3</sup>	1,144円	1,089円	-55円
	10m <sup>3</sup>	1,144円	1,419円	275円
	20m <sup>3</sup>	2,794円	3,069円	275円

東予地区 (家庭用)

口径	使用水量	比較		
		現行	改定後	差額
13mm	8m <sup>3</sup>	1,078円	990円	-88円
	10m <sup>3</sup>	1,078円	1,320円	242円
	20m <sup>3</sup>	2,728円	2,970円	242円
20mm	8m <sup>3</sup>	1,144円	1,089円	-55円
	10m <sup>3</sup>	1,144円	1,419円	275円
	20m <sup>3</sup>	2,794円	3,069円	275円

丹原地区

口径	使用水量	比較		
		現行	改定後	差額
13mm	8m <sup>3</sup>	1,243円	990円	-253円
	10m <sup>3</sup>	1,243円	1,320円	77円
	20m <sup>3</sup>	2,893円	2,970円	77円
20mm	8m <sup>3</sup>	3,014円	1,089円	-1,925円
	10m <sup>3</sup>	3,014円	1,419円	-1,595円
	20m <sup>3</sup>	3,014円	3,069円	55円

小松地区

口径	使用水量	比較		
		現行	改定後	差額
13mm	8m <sup>3</sup>	913円	990円	77円
	10m <sup>3</sup>	1,243円	1,320円	77円
	20m <sup>3</sup>	2,893円	2,970円	77円
20mm	8m <sup>3</sup>	4,004円	1,089円	-2,915円
	10m <sup>3</sup>	4,004円	1,419円	-2,585円
	20m <sup>3</sup>	4,004円	3,069円	-935円

●口径13mmで使用水量が20m<sup>3</sup>の場合… (900円【基本料金】+ (150円×12m<sup>3</sup>)【従量料金】)×1.1【消費税】=2,970円

何がどう変わる??

払えばいいの??

使用料の市内統一に向け、まず基本水量と認定水量の統一を図ります。その後は、使用料単価の統一に向けた改定を行います。

### 基本水量の統一 (1カ月当たり)

対象の全ての世帯 … 5m<sup>3</sup>→10m<sup>3</sup>

### 使用料単価の改定

西条処理区の地下水使用世帯で2人以上の世帯を除き、使用料単価が平均改定率約14.7%の値上げ。  
※東予・丹原処理区は改定なし

### 認定水量の統一 (1カ月当たり)

- 地下水のみを使用している世帯  
人数ごとの「認定水量」に応じて決定。(1人当たり)  
1~3人 … 10m<sup>3</sup>→8m<sup>3</sup> 4人目から … 7m<sup>3</sup>→4m<sup>3</sup>
- 上水道と地下水を併用して使用している世帯  
「使用水量」に人数ごとの「認定水量」を加えて決定。  
1~3人 … 5m<sup>3</sup>→4m<sup>3</sup> 4人目から … 3m<sup>3</sup>→2m<sup>3</sup>

### ●改定後の使用料表 (1カ月分・税抜)

項目	現行	改定後	東予・丹原の現行		
			認定水量	使用料	
一般	基本使用料(基本水量)	~5m <sup>3</sup> まで	320円	707円	800円
		5超え~10m <sup>3</sup> まで	64円		
	超過使用料(超過水量)1m <sup>3</sup> につき	10超え~20m <sup>3</sup> まで	68円	76円	90円
		20超え~30m <sup>3</sup> まで	73円	83円	100円
		30超え~50m <sup>3</sup> まで	78円	91円	115円
		50超え~100m <sup>3</sup> まで	85円	101円	135円
100m <sup>3</sup> 超え	91円	111円	155円		
湯屋	基本使用料(基本水量)	~5m <sup>3</sup> まで	320円	707円	800円
		5超え~10m <sup>3</sup> まで	64円		
	超過使用料(超過水量)1m <sup>3</sup> につき	10超え~20m <sup>3</sup> まで	68円	76円	90円
		20超え~30m <sup>3</sup> まで	73円	83円	100円
		30m <sup>3</sup> 超え	27円	28円	30円

【上水道を使用する世帯】の場合  
使用した水道の水量に応じ、左の使用料表の単価により使用料が計算されます。

【地下水を使用する世帯】の場合  
世帯人数による認定水量に応じ使用料が計算されます。1カ月あたりの使用料(税抜)は下表をご覧ください。

世帯人数	現行		改定後		東予・丹原の現行	
	認定水量	使用料	認定水量	使用料	認定水量	使用料
1人	10m <sup>3</sup>	640円	8m <sup>3</sup>	707円	8m <sup>3</sup>	800円
2人	20m <sup>3</sup>	1,320円	16m <sup>3</sup>	1,163円	16m <sup>3</sup>	1,340円
3人	30m <sup>3</sup>	2,050円	24m <sup>3</sup>	1,799円	24m <sup>3</sup>	2,100円
4人	37m <sup>3</sup>	2,596円	28m <sup>3</sup>	2,131円	28m <sup>3</sup>	2,500円
5人	44m <sup>3</sup>	3,142円	32m <sup>3</sup>	2,479円	32m <sup>3</sup>	2,930円

【上水道と地下水を併用使用する世帯】の場合  
使用した水道の水量と世帯人数による認定水量を加えて使用料が計算されます。

### 使用料計算例 (2カ月分・税込)

●上水道を使用する世帯 (1カ月に20m<sup>3</sup>使用した場合)  
2,900円 → 3,220円  
○使用水量20m<sup>3</sup>(基本水量10m<sup>3</sup>+超過水量10m<sup>3</sup>)  
707円【基本使用料】+(76円×10m<sup>3</sup>)【超過使用料】=1,467円  
1,467円×1.1【消費税】=1,610円 ※10円未満切り捨て  
1,610円×2カ月分=3,220円

●地下水のみ使用している世帯 (4人家族の場合)  
5,700円 → 4,680円  
(認定水量37m<sup>3</sup>) (認定水量28m<sup>3</sup>)  
○認定水量28m<sup>3</sup>(基本水量10m<sup>3</sup>+超過水量18m<sup>3</sup>)  
707円【基本使用料】+(76円×10m<sup>3</sup>)+(83円×8m<sup>3</sup>)【超過使用料】=2,131円  
2,131円×1.1【消費税】=2,340円 ※10円未満切り捨て  
2,340円×2カ月分=4,680円